

京都市消防局訓令乙第20号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局指令管制規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市消防局長 荒木 俊晴

第3条第1項中「(増強警防態勢)」を削る。

別表火災出動計画及び救急救助出動計画の項中「阪神高速8号京都線」を「京都市道高速道路1号線」に改め、同表阪神高速8号京都線トンネル特殊災害出動計画の項中「阪神高速8号京都線トンネル」を「稲荷山トンネル」に、「阪神高速8号京都線上の」を「稲荷山」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

(消防局警防部情報指令課)